

第1回 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議

議事概要

1. 日時：平成26年11月7日（金） 14：00～17：00
2. 場所：一般財団法人自然環境研究センター 7階会議室
3. 出席者（敬称略）：

■検討委員（五十音順）

石井 実	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授（ご欠席）
岩崎 敬二	奈良大学教養部 教授
内田 和男	独立行政法人水産総合研究センター 研究推進部 研究主幹
角野 康郎	神戸大学大学院 理学研究科 教授
小林 達明	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
鳥羽 光晴	千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所 所長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
西田 智子	独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員
長谷川 雅美	東邦大学理学部 生物学科 教授（ご欠席）
細谷 和海	近畿大学農学部 教授（ご欠席）
村上 興正	元京都大学 理学研究科 講師

■農林水産省

作田 竜一	農林水産省 大臣官房環境政策課地球環境対策室 室長
犬飼 史郎	農林水産省 生産局 畜産振興課 管理官
宮田 透	農林水産省 生産局 畜産振興課技術第2班 課長補佐
杉山 喜実	農林水産省 生産局 畜産振興課飼料生産計画班 課長補佐

■環境省

関根 達郎	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長
立田 理一郎	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 室長補佐
谷垣 佐智子	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 移入生物専門官
森川 政人	環境省 自然環境局 野生生物課外来生物対策室 係長

■事務局

小出 可能 一般財団法人自然環境研究センター 主席研究員

邑井 徳子 一般財団法人自然環境研究センター 上席研究員

4. 議事：

(1) 侵略的外来種リスト作成について

(2) その他

(1) 侵略的外来種リスト作成について

<説明資料>

(卓上配付資料) 会議の主なポイント

環境省より卓上配付資料を説明。(環境省)

<説明資料>

(資料1) 外来種被害防止行動計画(仮称)及び侵略的外来種リスト(仮称)の今後の検討スケジュール(案)

環境省より資料1を説明。(環境省)

- ・ パブリックコメントでは今回のリスト関連資料を公表するのか。
→ 資料2～5を公表する。なお、パブリックコメントはリストと行動計画を同時期にかける予定。(環境省)
- ・ 関係事業団体、学会等へのフィードバックと意見問合せは時間を要するため、引き続きパブリックコメントと並行して意見を受ける。万が一、議論が必要な意見が出てくれば今回の案は第2回会議にて検討し、多少修正することもあり得る。

<説明資料>

(資料2) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの概要(案)

(資料3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの掲載種(案)

(資料4) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの掲載種(案)の付加情報(根拠情報)

(資料5) 公表の際の補足資料

(参考資料1) ハリエンジュに関する情報(案)

(参考資料2) ニセアカシアをとりまく言説とその科学的根拠

(参考資料3) 平成26年度第1回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた植物ワーキンググループ会合 議事概要

リストの体裁、名称、カテゴリ区分について

環境省より資料2、3、4、5を説明。(環境省)

- 資料2はリストの目的や掲載種選定などの概要。資料3が今回公表するリスト案。資料4-2、4-3はリスト掲載種の詳細な付加情報で、更に詳しい個票はリスト公表後に、特に関心の高い種から優先的に作成し随時公表予定。資料5は、資料2の基本方針や選定方法等についての詳細説明。(環境省)
- (資料2) リスト名称とカテゴリ区分について。リスト名称は、利用者側から「侵略的という言葉は衝撃的で、内容が正しく伝わらない」というご意見もあり、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」としたい。カテゴリ区分は前回会議のご議論を踏まえ、別添1のように青枠の「定着予防種」、黄色枠の「総合対策種」、ピンク枠の「産業管理外来種」の3区分とした。「定着予防種」は更に「侵入予防種」「その他の定着予防種」に区分。「総合対策種」は更に「緊急的防除種」「重点対策種」「その他の総合対策種」に区分。(環境省)

<リストおよび補足資料の公表について>

- 最終的に公表されるリストは資料3、資料4の形とのことだが、パブリックコメントも同じ形で出されるのか。最終公表では資料5も公開されるのか、その場合は環境省ホームページでの閲覧になるのか。リスト、根拠資料の示し方にもそれぞれ工夫が必要かと思う。
 - 最終公表リストとパブリックコメント版は同じ形になる。最終的には補足資料類も含めて全部閲覧出来るようにする。白黒かカラーかなど、体裁に工夫の余地はあると考えている。(環境省)
- レッドデータブックのような種ごとの資料は、今回は公表しないのか。
 - 資料2 p6 6. 公表資料の構成の<②-2 参考資料>がご指摘の個票を意味し、随時作成し追加公表する予定である。(環境省)
 - 個票作成はかなり労力がかかるため、まずはリストを作成、公表し、個票は特に注目度の高いものを優先して作成し、追って公表する。
- 評価を行ったが掲載を見送った種は、パブリックコメントに公表されるのか。
 - パブリックコメント時点では評価対象となったものを示す意味での公表もあり得ると思うが、最終的には掲載種のみを公表する。(環境省)
- 「産業管理外来種」の中には甚大な被害を与えるものと積極的に使うものが混在しており、侵略的外来種リストという括りでリストだけが公表されると現場が混乱すると思われる。産業利用のある種については、カテゴリ分けの議論の段階から個票や詳細付加情報についても合わせて検討いただきたい。

→ 個票は、追って作成し公表する。特に「産業管理外来種」は関心が高いので優先する。付加情報は資料4の通り、大分充実してきたと考えている。

<リストの名称、略称について>

- 例えば、レッドリストが‘絶滅危惧種のリスト’であるというように、リストに選ばれている種を総称して何と呼ぶかが大事。少なくともリストの内容を端的に表現する略称は必要である。
 - 賛成。「外来種リスト」と略されるのは良くない。「及ぼすおそれのある」と限定しているが、被害を及ぼしているものも含まれているので「おそれのある」は削除してはどうか。一案として、「愛知目標達成のために対策が必要な外来種リスト（要対策外来種リスト）」、あるいは「愛知目標達成のために警戒すべき外来種リスト（要警戒外来種リスト）」はどうか。
 - 「要警戒」では弱いので、「要対策」のほうが良い。国際的な要請で侵略的外来種のリストを作成しており、国際的には「侵略的外来種リスト」だと考えている。国内での理解を得て対策を進めるにはこの案が良いが、括弧付きで（侵略的外来種リスト）と書いたほうが分かりやすいと思う。
 - カテゴリ区分の名称は座長にご相談し再検討させていただきたい。正式名称については緻密な検討、調整の結果であるため、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」でご了承いただきたい。適切な略称は、付けることが出来るかどうかも含めて調整させていただければと思う。（環境省）
 - 合意形成が必要で、相当議論してこの案が出た。また一から検討し直すのは大変であろうという事務局の立場は理解する。
 - 事務局の事情を考えれば、先に挙げた対案は撤回して構わない。
 - もしこの課題に関わっていない立場であれば、この名称は腑に落ちると思う。本当に危惧されるものには生ぬるい感じはあるが、一般にはこの名称が分かりやすいのではないか。
- 略称はしっかり議論して決める必要がある。「ブラックリスト」と呼ばれることを避けるなら、環境省から略称を前面に出される方が良い。
- 「ブラックリスト」は少しきつい印象。海外では侵略的外来種は **Invasive Alien Species** だが、略称は対外と国内とで別にするという戦略はあっても良いので、このレベルからスタートとしたい。
- 一般に、略称は既に使われている言葉をつけた形にする。正式名称とは違う言葉を持つてくると別物だと思われかねないので注意してほしい。
- リストの正式名称は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」とする。略称は後に考えることとする。

<カテゴリ名称について>

- 枠組み自体は賛成だが、カテゴリの名称には問題がある。普及啓発としてのリストであり、名称は重要。レッドリストはカテゴリ序列が明確だが、このリストの「定着予防種」「総合対策種」は一般から見れば並列の関係に受け取れる。かつ、それぞれの中にサブカテゴリがあり、「総合対策種」の中の「緊急的防除種」「重点対策種」「その他の総合対策種」は序列関係だが、各名称が単独で使われると包含関係や序列関係が分からない。また‘対策’と‘防除’が混在し、どちらの緊急度が高いのか不明確。
→ ‘対策’‘防除’‘予防’といった言葉の整理が必要。
- 「総合対策種」という名称は、単独では外来種かどうか分からない。普及面から考えると‘外来種’という言葉は入れた方が良いのではないか。「産業管理外来種」だけ‘外来種’が入っているのも統一感が無い。
- カテゴリ区分の全体構成は整理され、分かりやすくなった。カテゴリ名称は、統一感のある形に整理する。「緊急」はすぐに何とかしなければいけない、「重点」は被害があるので今後も含めて何とかする、という優先順位が示されている。言葉が重要であるという意見には賛成。名称によって理解度が変わってくる。
- 「総合対策種」の‘総合’が何を指すのか分かりにくい。リストの目的の一つは各主体の行動を促すことなので、「要対策外来種」はどうか。最も徹底した対策は防除だが、捨てない、買わない、逸出防止も行動であり対策であるという観点から‘総合対策’を‘要対策’に変更したらどうか。それなら「緊急対策種」と「重点対策種」は残しても違和感が無い。
→ ‘要対策’を使うのならリスト全体にかかるほうが良いように思う。カテゴリによって実際の対策における手段が異なるので、それぞれに対応したカテゴリ名称とするのが良い。キーワードの設定が一番のポイント。
- (資料2 別添1) ‘防除’という言葉は気になる。「総合対策種」の括弧書きの説明だけでなく、遺棄・導入・逸出防止も含めて‘防除’と定義出来るのなら、上の名称が‘総合防除’でも良いのでは。
→ ‘防除’は農学関係から出てきた言葉で、予防と駆除が含まれる。それが‘総合防除’になると、昆虫分野では天敵や農薬も全て含めた害虫対策を指す言葉となり、別な意味に受け取られるため使えない。
- カテゴリ名称案は以下のようにしたい。全てのカテゴリに「定着予防外来種」「総合対策外来種」等、‘外来’という言葉を追加する。一番上の青枠が「定着予防外来種」、その中が「侵入予防外来種」「その他の定着予防外来種」。黄色枠は「総合対策外来種」、その中が「緊急対策外来種」「重点対策外来種」「その他の総合対策外来種」で、黄色枠の名称には全て‘対策’という言葉を入れる。
→ 相当に改善されたと思う。「総合対策外来種」を「対策優先外来種」とすることは難しいか。「総合対策外来種」と「重点対策外来種」が似たような雰囲気です。

れかねないので‘対策’の位置を変えて並列ではないことが見えるようにしたらどうか。「緊急」と「重点」の重み付けの関係はこれで良い。

→ 「対策優先外来種」は、「緊急」との関係が難しいのではないか。

<英語名について>

- ・ 「外来生物法」と「特定外来生物」の英語名がどちらも **Invasive Alien Species** という一般名詞を使っている。リストとの包含関係の面からも、この機会に合わせて検討いただきたい。

<行動計画との整合性について>

- ・ 行動計画で、リストに関して提示されている必要がある。
 - リストに関しては行動計画で引用する。リストから行動計画へのフィードバックもあるので、相互に整合性をとる。パブリックコメント前に整理する。

<要注意外来生物の表示について>

- ・ (資料3) リストの備考欄に要注意外来生物をアスタリスク (*) で示しているが、要注意外来生物は、何らかの過程を経てオーソライズされたものではないため、示す必要があるのか疑問。
 - オーソライズされたものではないが、一般の方で要注意外来生物がどうなったのか気になる方もいると思われるため「*」で示した。(環境省)
 - 要注意外来生物はリスト化され公表されていたものであり、過去にそのような区分があったと示す意味でも「*」を付けることでご理解いただきたい。
- ・ 今回のリストを以て要注意外来生物を発展的に解消するというのであれば、今回のリストに掲載しなかった要注意外来生物はリスト化するべきではないか。
 - 逆の意見。今回のリストは一から検討して作ったものであると認識している。要注意外来生物は、参考情報として出るのは構わないが、審議されたものではない。
 - 作成の過程は今回とは異なるが、国が要注意外来生物として挙げていたものであり、今回のリストに載らなくなったという情報は重要。最新情報に基づいて侵略性があまり高くないと評価されたので対応しない、という説明にも使うことが出来る。
 - リストから外れたものをわざわざ示すと、外来種としての影響がほとんど無いというお墨付きをあたえるように感じられる。選定し直してもほとんどが載っており、当時の選定も間違っていない。
 - 要注意外来生物は候補に入れて今回の評価基準であらためて評価をし、その結果が資料3に示されている。この資料は公表されるので、検討経緯は残る。(環境省)
 - 検討した結果、掲載を見送った種を公表するのは一つの見識として評価できる。

リスト作成過程の透明性を示すためにも重要。選定手順の中に、評価対象種に要
注意外来生物を含めていることが書かれている。

- IUCN ワースト 100 も生態学会のワースト 100 も全部同じように問題になってく
る可能性がある。むしろ、今回はそれら既存のリストを参考に検討対象種を抽出
し、あらためて評価し選定した、と区切って掲載種案のみを示す方が良い。全て
について説明することは出来ない。

リスト掲載種案等について

環境省より資料 4-1、4-2、参考資料 1、2、3 を説明（環境省）

<リスト掲載種の取り扱いについて>

- ・ 政府として一貫した考え方でリスト掲載種を扱っていただけるのか確認したい。特に
「重点対策外来種」と「その他の」について、「重点対策外来種」は使わないと同時に
積極的に防除、「その他の総合対策外来種」は新たな事業では使わない、という認識で
良いか。そうでないと、このリストを作る意味がなくなる。
 - 外来種被害防止行動計画（案）では基本的に、侵略的な外来種を対象に被害を防
止することとしている。主に国内に入っているもの、明らかに侵略的なものは積
極的に対策することを明記しており、リスト掲載種「重点対策外来種」は国とし
て防除を進めるべきものは進めるという考え方である。（環境省）
- ・ 「緊急対策外来種」は政府として防除していく姿勢、「重点対策外来種」も対策の必要
性が高いということは使わないという言葉と同義と読み取れるが、国土交通省発行の
利用可能な緑化植物の市場単価リストがこのリストと合っておらず、来年度の 4 月以
降も「重点対策外来種」等が使われる可能性が大きい。省庁間で協議されてリストを
出すと思うので、国土交通省とも考えを統一して、抜けのないリストにしてほしい。
 - 行動計画の策定には国土交通省にも参画いただいております。基本的な考え方は認識
いただいていると思っています。リストの性格上、掲載されても新たな規制は発生
しないため、環境省としても浸透を図って誘導していく必要があると考えている。
今年度末のリスト公表から直ちに政府等で掲載種が使用されないという段階まで
は調整が進んでいないが、リスト作成により各省庁でも方針は尊重されると思っ
ており、その方向で調整していきたい。（環境省）
 - 時間がかかることは承知しているので、調整をぜひお願いしたい。また、次回第
2 回会議には国土交通省からも出席願いたい。

<植物ワーキンググループ会合における論点>

- ・ 種数が多いため絞り込みに議論があった。「産業管理外来種」では、特にニセアカシア

は利用も多く掲載への危惧が強いこと、生態系影響に対する異論もあることから議論し、河川敷や海岸等で生態系を改変するという評価で掲載とし、ただし掲載によって養蜂産業に制限が加わるものではないと、きちんと説明することで合意した。緑化植物や牧草で野生化によるリスクがあり代替種が無いものは、適切な管理の必要性や配慮事項を付加情報として書く形で掲載とした。

- ・ まん延種については、植物の場合、特定の生態系や地域で問題となるものがあり、特に湿原、湿地で乾燥化を進めるものは放置出来ないということで掲載し、それぞれの種で問題となる環境を明記して対応することとした。
- ・ 地域限定で影響するものは、例えば国内由来の外来種で南西諸島、高山帯など問題となる地域の具体的情報を入れることとして選定した。
 - 特定の環境や地域で問題になるものは、それが普遍化する可能性もある。ハビタットの問題は動物でも同様にあり、特に湿地環境には絶滅危惧種も多く、問題が多い種がある。

<掲載種のカテゴリ区分について>

- ・ 最終的な問題は、どの種をどのカテゴリに入れるか。掲載種の選定方法に「総合的に判断し、選定した」とあるが、どのように‘総合的に’判断されたのか理解しにくい。
 - 掲載種の総合的な判断は、侵略性の評価のⅠ～Ⅳの観点から被害の現状を重視し、資料4-1の星取り表の判断を踏まえたものである。カテゴリ区分は、定着しているものは被害の深刻度と実行可能性から①～④のいずれかと⑤に該当するものは緊急的防除種に区分している。(環境省)
 - 該当項目数で単純に判断しているのではなく、問題となる部分を重視して判断している。
- ・ ホンビノスガイ、シナハマグリ、ムラサキイガイ、ミドリイガイは程度の差はあれ食用として利用されている。184 ホンビノスガイ、185 シナハマグリは実際に商売にしている人もいるので「産業管理外来種」に入れた方が良いと思う。ムラサキイガイは船に付着して問題だが、有効利用しようという人も出てくる可能性がある。248 自然分布域外のサキグロタマツメタも二枚貝への食害があるが、自然条件下では駆除は難しいため、採って利用するほうが良いのではという考え方も出てくる可能性がある。現場での対応にはそのような揺らぎがある。次回は水産庁の方も呼んでいただきたい。
 - シナハマグリはレッドリスト掲載種の在来ハマグリとの交雑が確認されて問題となっている。ムラサキイガイも同様に在来種と交雑し、交雑種の分布が確実に広がっている。水産庁では少なくとも積極的な利用はしておらず、法的規制は無いが「利用は望ましくない」という指針を出していたかと思う。このリストはあくまでも愛知目標達成のために出来る限り使わない方向にするもののリストである。現時点で漁業者がよく利用しているのはシナハマグリだけだと思うが、それでも

在来種と交雑してしまっていることを考えれば、産業管理外来種として産業上利用して管理するという扱いも非常に厳しいと思う。

- 現場の漁師の方たちは外来種のマイナス面も分かっているが、背に腹は代えられないという話もある。そういう人たちにも同じ方向を向いてもらうためのリストに出来ないか。また、「産業管理外来種」に入れたからといって増やすのではなく利用しながら囲い込んで管理するとか、利用を他のものに変えていくという理解だったがどうか。
- 同感で、今産業で使われているためやむを得ず使うものという理解。掲載種は今後使わなくて済むなら使わないというのが大前提であり、そこを明記していただく。しっかり管理していただき、不要な拡大を防ぐ努力は必ずやっていただくことが前提。
- ホンビノスガイの付加情報は資料4-1 p18に掲載。東京湾に定着しており食用として流通している状況で、留意事項に「新たな養殖、移入は慎むべき」として、拡大を防ぐ趣旨を示している。利用されている方への情報提供をここで示していくという対応としたい。(環境省)
- ここで問題となった種については、可能な限り個票を早めに作成して資料公表と同時に参照出来るようにしていただき、現場のご意見も含めて、現実に利用されている方々に注意喚起していただきたい。
- 水産関係で提起いただいた個別案件は、農林水産省の該当部署の内部にて確認したい。この取り組みで、より外来種への関心を持っていただき適切な対策を推進する中で、例えば貝類で利用者がある場合には「産業管理外来種」に入れる方が取り組みが促進されるかもしれない。その場合はそこは個票をしっかりと示して取り組んでいくというやり方もあるかと思う。(農林水産省)
- 利用が促進される可能性のあるものは、生態系の被害が少ないものにしていただきたいというのが基本。非常に影響のあるものを、これは使っている人がいるから認めていくというのではおかしくなる。かつて全国に放流されたオオクチバスやブルーギルの後追いにはしたくない。予防はきちんとすべき。
- 侵略性があるものを有効利用することで対策を促進していくという選択肢もあるが、それへの依存が強くなり、無くては困る状況になるのは非常に問題。ブラックバスのような悲しい方向に進まないように気をつけなければならない。減らすことと有効利用と結び付けるのは良いアイデアではあるが、いわゆるビジネスチャンスではないこと、必要悪的な部分を自覚しながら行っていただくことが重要だと思う。
- ホンビノスガイ等の貝類4種の取り扱いについては、本日、水産庁の方がおられないので、本日のご議論を踏まえて事務局にて確認、調整させていただき、あらためてブリックコメント前に先生方に再確認いただく形で進めたい。(環境省)

<「産業管理外来種」の取り扱いについて>

- ・ 「産業管理外来種」の取り扱いについて委員間で統一がとれていない印象を受ける。産業管理外来種は‘適切な管理’というイメージだったが、掲載種全てを利用抑制の方向に持って行くのであれば、特に植物については侵略性の評価をもう少し精査すべき。植物では地域性が強く、生態系影響の評価にはコンセンサスが得られていない部分もあるので、説明の仕方を精査して取り扱いを統一しないと、現場が混乱するのではないか。
 - 「産業管理外来種」の利用抑制と適切な管理については、被害を及ぼす外来種は出来るだけ使わない方が良く、ただし現時点で代替性が無いものは適切に管理をする、という整理。資料2概要の p5 の説明になるかと思う。(環境省)
- ・ 産業利用されていて代替性が無いものは今すぐ利用停止することは難しいため、適切な管理に関する付加情報を載せるとともに、リストに掲載することでリスクがあることをきちんと示すという理解。
- ・ リスト掲載ということは生態系影響がある、またはそのおそれがあるので使わないのが基本原則。生態系影響の防止という観点から、その基本は崩せないところだと思う。
- ・ 植物の場合は利用量が増えると生態系影響の報告が増えるという相関がある。こういうデータから生態系影響のおそれが無いことが分かれば、地域を限定してリストから下ろすということもあり得るのか。
 - 第1次案としてまずは出すことに意味があり、定期的に見直しながら良いものにしていく必要があると理解している。レッドリストも定着するまでには時間がかかっている。最初から完全を期していると動けなくなるという印象。
- ・ 牧草と蜜源植物などを所管とする部署で、外来種と産業の接点が多い。「産業管理外来種」というカテゴリを作っていただいたが、利用するだけでなく責任が伴うというメッセージを利用者に伝え、行動計画に参加いただくことが大事と考えている。そういうメッセージを伝えるためのカテゴリであると認識している。(農林水産省)
- ・ 「産業管理外来種」は、カテゴリと具体的な行動が対応づけられていないと現場では混乱が生じる。将来的に利用を抑制するならば、分類群によって基準や利用抑制へのプロセスが違いう中で、どのように折り合いを付けるのが重要。研究予算をかけて育種もされているものが、いずれ利用抑制というのでは整合性がとれない。将来の利用と抑制の形をある程度つけておく必要があるのではないか。
 - 将来的には利用出来なくても今は必要というものはある。もし代替種が出てきたらすぐに転換されるだろう。最初からあまり厳密にせず、その時点の最も良い情報をもとに順応的に管理していくしかないのでは。
 - 個票と関連する問題である。個票は事務局で整理されると思うが、関連学会と一緒に作り、現時点における方向性をきちんと示すのが良い。

<農業害虫の取り扱いについて>

- ・ 日本生態学会の外来種作業部会から、愛知目標における侵略的外来種の定義は農業に係る被害を含んでおり、海外の侵略的外来種のリストでは農業害虫も含まれているはずで、日本でもこれを含めるべきとのご意見があった。以前議論したように、検疫有害動物のリストは膨大であり、全てについて生態系に影響を与えるかどうかを精査し、リストに入れることは困難であるが、植物防疫法で対応していることを示すくらいは必要。
- ・ 例えば、マツノザイセンチュウなどは生態系被害が大きく入れるべきという意見もある。一方、アカボシゴマダラの例など、植物防疫法で出来ることと出来ないことがある。完全に切り離すのではなく、生態系被害のあるものはこちらに含めることなどが重要。
 - 相互リンクなどは今後検討していきたい。なお、植物防疫法のリストに入っているが生態系被害があることからこちらに掲載しているものも既にある。(環境省)

<リストの評価、記述内容の確認について>

- ・ (資料4-1) p11「産業管理外来種」の魚類 54 ブラウントラウトの「備考」の記述は精査いただきたい。
 - ご指摘を受けて修正したい。(環境省)
- ・ (資料4-1)「分布拡大」欄の「繁殖」の評価が、分類群を越えて、あるいは分類群内で見ると、‘○’と‘-’のつけ方の違いが分かりにくく、‘-’になっているものは十分検討されていないものも含まれていると思うので、ケアしていきたい。
 - 委員には各専門分野をしっかりと見て、コメントしていただきたい。
 - 3-3①は貝の幼生や、植物であれば種子の風散布等のイメージ。魚類にはなかなか当てはまらないと思われた。
 - 魚類の場合、「分布拡大」の「繁殖」は、産卵数が非常に多いことや、親が卵を巣の中で保護することなどを分散能力・繁殖力として評価している。(事務局)
 - このレベルの情報は個票でないと分からない。ただ、急増するものは何らかの仕組みを持っている。分類群を越えた一律な比較は難しいが、分類群内では評価を整理し、判断根拠として重視したことが見えるようにしていく必要はある。
- ・ (資料4-1) 備考欄に「魚類学会意見」として記述があるが、今後も、パブリックコメントでの意見も含めてこのような形で残すのか。
 - 現在は特定外来生物等分類群専門家グループ会合の委員からのご意見についても委員名をメモとして残しているが、これらは最終的には削除する。(環境省)
 - 混乱する可能性もあるので、公表の際には削除したほうが良い。
- ・ リストの評価項目の‘○’の付け方について、現場で見ると確かにそのような状況だ

が、文献や資料を探すには相当時間を要する可能性がある場合はどうするか。

→ 現段階で分かることだけで構わない。パブリックコメントと並行して文献等を確認し、最終結論を出す第2回会議で形を整えば良い。

<パブリックコメント案について>

- ・ パブリックコメントでは種番号、項目、意見箇所が明確に分かる形にしておく必要がある。かける前に、意見受付様式を委員に諮ってほしい。
- パブリックコメント案と意見様式はセットで事前にお見せする。(環境省)

<定着段階の区分の名称について>

- ・ 定着段階の区分の名称が、動物の「C分布拡大期～まん延期」と植物の「C分布拡大～まん延期」を統一していただきたい。どちらを使うかで意味合いも多少異なる。

<個票の様式について>

- ・ 個票は、一昨年に出されたヒアリの例のようなイメージでよいか。
- 当時の案そのままの体裁ではないが、写真、科学的知見、防除対策に関する事例などを入れたいと考えている。(環境省)
- パブリックコメント時に、幾つかの種について具体的な個票例として添付すると分かりやすいだろう。

(2) その他

<今後のスケジュールについて>

- ・ パブリックコメント前の修正はいつまでに事務局に伝える必要があるか。
- 本日会議資料については、1週間後の14日(金)を目処にお願い出来ればと思う。(環境省)
- ・ 学会意見はいつまで受付可能か。
- 学会への意見聴取は期限が短かったため、パブリックコメント開始予定時期をお知らせし、可能なら早めにご意見いただきたいとお願いしている。パブリックコメントとも並行してご意見を受け、届いた段階で反映していく。(環境省)
- ・ 「産業管理外来種」については来年度初めには個票を出してほしい。想定スケジュールがあれば教えていただきたい。
- 「産業管理外来種」は注目も高いので、事務局でも個票作成を進めつつある状況であり、先生方には個別にヒアリングしながら進めたい。なるべくリストと同時期に公表したいと考えている。(環境省)
- ロードマップ的なものがあると良い。
- ・ 行動計画策定委員と特定外来生物等分類群専門家グループ会合委員にはパブリックコ

メントに掛ける前にパブリックコメント案を送っていただき、相互に情報共有出来るようにしていただきたい。

- ・ 年明けに予定している第2回会議日程については、あらためて調整のご連絡をしたい。パブリックコメントについては、事前の調整と、セット版について、またご連絡させていただく。(環境省)

以上